

松山空港コンセッションに関する総合アドバイザー業務 業務仕様書に係るQ&A

	回答日	質問	回答
1	9/11	業務仕様書「9.その他の留意事項」におきまして、「(3)松山空港の 空港ビル(又は株主)との経営一体化に関連する業務(DD 、評価、助言等)の受託を禁止する。」と記載がございますが、本事業への参加を予定する民間企業への支援業務の受託が禁止という理解でよろしいでしょうか。 その場合、今年度のみ禁止であり、来年度以降は特に制限はないという理解でよろしいでしょうか。	本県との契約中は、空ビル及び空ビルの株主からの経営一体化に関連する業務(DD 、評価、助言等)の受託を禁止とさせていただきます。
2	9/11	業務仕様書「3. 業務内容」の「(3)空港ビルの事業価値評価」の空港ビルが保有する不動産資産の現況調査におきまして「長期修繕費用」が含まれておりますが、長期修繕費用に関する情報(長期修繕計画等)は空港ビル会社様から提供されるものであり、今回の業務で作成するものではないという理解でよろしいでしょうか。	空港ビルが保有する既存資料の提供を前提とします。受託者は内容の精査を行い、必要に応じて補正・更新を加え、事業価値評価の試算をいただくことを想定しています。